総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務方法書に記載すべき事項）<br>**第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>［一～五　略］<br>六　法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務に関し、次に掲げる事項<br>イ　援助の要件に関する事項<br>ロ　法律相談の実施に関する事項<br>ハ　法律事務及びこれに付随する事務の取扱いに係る契約の締結に関する事項<br>ニ　法律事務及びこれに付随する事務の取扱いに係る報酬並びに費用の算定の基準並びに支払に関する事項<br>ホ　その他同号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>七　法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>八　法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>九　法第三十条第一項第十二号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>十～十三　［略］<br>備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | （業務方法書に記載すべき事項）<br>**第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>［一～五　同上］<br>［号を加える。］<br>六　法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>七　法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>八　法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項<br>九～十二　［同上］ |

**附　則**

この省令は、総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。

# その他告示

**○法務省告示第百十七号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

京都弁護士会

京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル桝屋町一番地

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年九月一日

**○外務省告示第三百四十四号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年二月十三日
旅券番号　ＭＪ四四二〇九八九

**○外務省告示第三百四十五号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年二月十三日
旅券番号　ＭＪ四四二〇九八九

**○外務省告示第三百四十六号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年四月十六日
旅券番号　ＭＶ〇一二二五八七

**○外務省告示第三百四十七号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年六月六日
旅券番号　ＭＶ〇二八〇八二一

**○農林水産省告示第千三百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。